

鳥取県西部広域行政管理組合特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鳥取県西部広域行政管理組合が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における特定建設工事共同企業体（确实かつ円滑な施工を図ることを目的として建設工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）を建設工事の入札に参加させる場合の取扱いの基準について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 特定建設工事共同企業体をその入札に参加させることができる建設工事は、次に掲げるもので管理者が必要と認めるものとする。

設計金額が2億円以上の土木一式工事

設計金額が2億円以上の建築一式工事、電気工事及び管工事

特許工法、特殊工法等の高度な技術を有する建設工事

2 前項各号に掲げるもののほか、管理者が特定建設工事共同企業体を参加させることが適当であると認める建設工事については、当該建設工事の入札に特定建設工事共同企業体を参加させることができる。

(構成員の要件)

第3条 特定建設工事共同企業体は、2社、3社又は4社の組合せとし、当該共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、次の要件を満たす者とする。

構成員は、組合を構成する市町村の入札参加資格者名簿に登載された有資格者であること。ただし、一般競争入札に付す場合は、この限りでない。

組合を構成する市町村に主たる営業所を有する者（以下「圏域内業者」という。）を構成員とするときは、鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札参加条件設定基準別表1に規定するA-1、A-2又はBの条件区分の有資格者であること。ただし、条件設定のない工種に係る建設工事については、この限りでない。

構成員は、当該工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の建設工事の施工実績を有する者であること。

構成員は、発注工事に対応する法の許可業種に係る許可を有した後、5年以上の営業年数を有していること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工を確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であっても、これを同等に取り扱うことができる。

発注工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の出資比率)

第4条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員数が2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上、4社の場合にあ

っては10パーセント以上とする。

(代表者)

第5条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力及び出資比率が最大の構成員とする。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(規定外事項)

第7条 この基準に定めのない事項及びこの基準によることが適当でない事項の取扱いについては、その都度、管理者が定める。

附 則

この基準は、平成28年3月23日から施行する。